

第3回及び第4回会合におけるプレゼンテーション等
に対する関係事業者・団体からの意見
(ボーダフォン株式会社)

平成18年3月28日

IP化の進展に対応した競争ルール懇談会ヒアリング内容等に関する追加意見

ボーダフォン株式会社
2006年3月28日

はじめに

以下に、IP化の進展に対応した競争ルール懇談会ヒアリング内容等に関する弊社の追加意見を記載させていただきます。

<弊社追加意見の主なポイント>

- 構造分離に関してNTT殿から提出されている意見の一部については、意図的に断片的な記述のみを抽出されていると思われるものがあり、各委員に誤解を与える恐れがあるものと考えます。NTT殿の在り方に関する議論については、日本において実質的に競争が機能する環境を整備する上で、最善の方策がどのようなものであるのかについて議論を進めていただきたいと考えます。
- IP化の進展に伴うシームレス化・融合化の実現と、グループ経営体制の強化とは、全く別の問題であると考えます。
- ネットワークのオープン性の確保は、ドミナンス問題を解決するために必須の条件の一つにすぎず、関連会社間や関連部門間の営業面における厳格なファイアウォールの設置、相互補助の防止措置、セット販売に関する他事業者の公平な取扱いに関する条件整備などの処置が必要であると考えます。

次ページ以降に個別意見を述べさせていただきます。

個別意見

構造分離について

| 他社見解 | 弊社追加意見 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">2002年7月、オフトелは「競争、BT、そして市場のために、<u>オフトелはBTの分割を強制する意向がない</u>」と説明し、分割の意思がないことを明確に伝えた。(第4回IP懇談会NTT資料P.13)2005年6月、オフコムは「BTの垂直統合(設備とサービス)は消費者にも便益があり、BTの約束(アクセス事業部の設置)は競争への影響に対処しつつそのような便益を維持しようとするものである」と評価し、「<u>現時点でBTグループの構造分離を求めることは、度が過ぎる</u>」と結論付けた。(第4回IP懇談会NTT資料P.13)「<u>アクセス分離については、他事業者は自ら光ファイバ等のブロードバンドアクセス設備を構築することも、NTT東西の光ファイバを利用することもいずれも可能であり、また、アクセス分離よりブロードバンドインフラの円滑な構築やサービスの安定的提供を損なうおそれが大きいことから、実施すべきでないと考えます。なお、同様の理由から諸外国でも実施した例はありません</u>」(第4回IP懇談会NTT資料P.10) * 下線はボーダフォン追加 | <ul style="list-style-type: none">NTT殿が引用された2002年7月のオフトелのコメント及び2005年6月のオフコムのコメントは、それぞれ2002年5月に英国の「文化・メディア・スポーツ省」(The Culture, Media and Sport Committee)が公表した英国通信分野における報告書に対する回答(2002年7月17日)及びBTの公約に対するオフコムの諮問文書(2005年6月30日)であると考えます。(別紙参照)NTT殿の上記引用は、構造分離を抑止する方向の記述部分だけを抽出もしくは文脈を要約したものであり、これらの声明の背景などを省略していることから、誤解を招く恐れがあると考えます。BTが公約したアクセスサービス部門「Openreach」の設置は、総務省殿の資料にもあるとおり(第2回IP懇談会資料2「欧米における競争政策の動向について」P.35参照)、会計分離、CEOのBT常務会役員兼務の禁止、経営陣の活動拠点の他部門からの物理的隔離、別個のブランド名の使用などを伴うものであり、こうしたことを考慮すると、実質上、限りなく構造分離に近い業務分離となっています。 (次頁に続く) |

構造分離について(続き)

| 他社見解 | 弊社追加意見 |
|------|--|
| | <ul style="list-style-type: none">• また、2002年7月の「オフテルはBTの分割を強制する意向がない」という声明は、オフテル自身にはBTに対し分割を求める権限がないことを示したに過ぎず、オフテルはBTの公約の内容次第で、BT分割につながりうる競争委員会への付託というオプションを有していました(第2回IP懇談会資料2「欧米における競争政策の動向について」P.34参照)。• したがって、オフコムはBTの構造分離そのものを否定している訳ではなく、実質的に競争が機能するよう環境の整備を推進したという事実を理解することが重要であると考えます。• 本懇談会の検討においても、「構造分離」や「業務分離」や「資本分離」という言葉の違いに惑わされることなく、それぞれのアプローチが競争環境に与える効果や影響を十分に理解した上で、日本においても実質的に競争が機能する環境を整備する上で、最善の方策が何であるのかについて議論を進めていただきたいと思います。 |

グループ経営体制と次世代NWの関係について

| 他社見解 | 弊社追加意見 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • NTTとしては、現行法の枠内でIP化の進展に伴うシームレス化・融合化するユーザニーズに応えていくにはグループ経営の維持が必要であると考えており、NTTの資本分離は行うべきではないと考えています。(第4回IP懇談会NTT資料 P.16) • IP化の進展に伴う県内／県間、固定／移動等のサービスの融合化に対すユーザニーズが急速に高まっていく中で、通信事業者にとってネットワークのシームレス化を図っていくことが不可欠となっています。これに対応するために、国内外の他事業者はシームレスな事業構造への変革を進めていますが、NTTとしては緊急性を考慮して、現行法の枠組みの下で、グループ各社の連携・リソースの有効活用を図りつつ、効率的な次世代ネットワークを早期に構築していくこととしているものであり、グループ経営の維持は必須だと考えます。(第4回IP懇談会追加質問(NTT)P.4) • 次世代ネットワークについては、2006年度下期にフィールドトライアルを開始する予定ですが、本年3月末に概要(実施エリア等)を公表するとともに、トライアル開始に先立ち、相互接続条件の開示や端末／アプリケーションレイヤとのインターフェースの提示を行う予定です。また具体的な接続条件等については、フィールドトライアルの実施状況、事業者間の今後の協議内容等を踏まえつつ、経済的・技術的合理性を勘案して決定していきたいと考えております。(第4回IP懇談会追加質問(NTT)P.3下段) | <ul style="list-style-type: none"> • シームレス化・融合化に対するユーザニーズに応えるという目的から直ちにグループ経営の維持が必要ということにはならないと考えます。問題の本質は、グループ経営の維持による、公正競争の阻害や市場支配力の強化であり、現状においては真に公正な競争環境の実現の為に資本分離などの措置が必要であると考えます。 • これに関連して、NTT殿の中期経営戦略において、NTT東西殿とNTTドコモ殿との次世代ネットワークの一体構築が掲げられていますが、こうした動きはNTTドコモ殿分離時に掲げられた公正競争条件の整備(伝送路などのネットワークの分離、相互補助の防止、取引条件の公平化など)の趣旨(NTTニュースリリース「移動体通信事業の分離について」(2002年4月28日)参照)に逆行するものであり、事業者間の競争条件はさらに歪められたものとなる可能性があります。 • また、NTT殿が2006年度下期から実施される予定のフィールドトライアルには、接続事業者が対等な条件で参加できるようにする必要があると考えます。 • しかしながら、フィールドトライアル実施予定時期まで1年を切った現在においても、接続条件等に関する具体的な情報が何ら開示されておらず、設備構築などの準備期間等を考慮すると、実質的にNTT殿と全く対等な立場で接続事業者がフィールドトライアルに参加することは極めて困難な状況になりつつあります。 • このままでは、次世代ネットワークへの取組みにおいて、市場支配力を有するNTT殿のみが先行することとなり、他事業者との公正な競争環境が整備されないまま、次世代ネットワークの構築が開始されることとなる可能性があります。 |

FMCについて

| 他社見解 | 弊社追加意見 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 支配的事業者間でのFMCサービスの提供につき、NTTはネットワークのオープン性を確保すればジョイントドミナンスの問題は生じない。(第4回IP懇談会NTT別添資料P.22) | <ul style="list-style-type: none">・ FMCサービスの提供に関してドミナンス(ジョイントドミナンスを含む)の問題を発生させない為には、ネットワークのオープン性の確保のみでは不十分であると考えます。・ 関連会社間や関連部門間の営業面における厳格なファイアウォールの設置、相互補助の防止措置、セット販売に関する他事業者の公平な取扱いに関する条件整備などの処置を講じなければ公正競争は確保されないものと考えます。 |

接続料算定方式について

| 他社見解 | 弊社追加意見 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ PSTN接続料算定について、LRIC導入以降、毎年度コスト未回収額が発生している。(第4回IP懇談会NTT資料P.1)・ サービス維持の観点から、長期増分費用方式を廃止し、実績コストが回収できる仕組みに見直していただきたいと考えます。(第4回IP懇談会NTT資料P.2) | <ul style="list-style-type: none">・ LRICは最も効率的なネットワークを構築した場合の経済合理性の高い接続料算定方式であり、非効率性が排除されていない実際費用方式との間で差分が発生するのは当然だと考えます。・ そもそも、非効率性の残された実際費用の負担を接続事業者に対して強いることを回避することがLRIC導入の目的の一つであったと理解しています。・ したがって、仮にコスト未回収額が発生していたとしても、そのことがLRIC方式を見直すべき理由とはならないと考えます。・ また、実際費用には独占事業者の非効率性に起因するコストが含まれており、現状においては接続料の算定方式を実際費用方式に戻すことは認められるべきではないと考えます。 |

別紙

- **Of tel 「Of tel’s response to the Fourth Report from the Culture, Media and Sport Committee, Session 2001-02」(2002年7月17日) より**

21. For Of tel to conclude that there is a compelling argument to support a forced split of BT would require confidence that the benefits for UK consumers outweigh the disbenefits. To expose the industry – not just BT – to the uncertainties of a Competition Commission reference would be a disproportionate response especially in the light of current turbulence in financial markets.

(オフテルがBTの強制的な分割を支持することに十分な根拠があると結論付けるためには、BTの分割によって英国の消費者にもたらされる利益がこれによる不利益を上回る確実性が必要である。BTに限らず、通信業界を競争委員会への付託という不安定な状況に置くことは、特に現在の混乱した経済情勢の中では合理的な対応ではない。)

- **Of com 「Notice under Section 155(1) of the Enterprise Act 2002」(2005年6月30日) より**

5.39 We consider that the operational separation provisions for ASD in the proposed undertakings would be sufficient to address the adverse competition effects arising from BT’s enduring market power in upstream markets and its vertical integration whilst preserving the benefits of integration.

(我々は、提案された公約におけるアクセス部門の業務分離条項は、BTが垂直統合による便益を確保しながらも、BTの卸市場における揺ぎない市場支配力やBTの垂直統合により引き起こされる公正競争上の問題を解決するために十分なものであると考える。)

5.60 Of com believes that this package of undertakings offered by BT represents as comprehensive solution as is reasonable and practicable to the adverse effects on competition, and to the detrimental effects on customers described above.

(オフコムは、BTにより提案された公約が、公正競争上の問題や消費者に対する悪影響を包括的に解決する上で妥当かつ実用的なものであると確信している。)

5.61 A more restrictive set of obligations on BT would come at a cost in terms of flexibility, practicability and efficiency. In particular, in Of com’s view it would not be proportionate at this time to seek the structural separation of the BT group, a remedy which would in principle be available to the Competition Commission following a reference. We perceive that there are some benefits to consumers from BT’s vertical integration, and the package of proposed undertakings seeks to retain these while addressing the adverse effects of vertical integration on competition.

(BTへのさらなる規制は、柔軟性、実行可能性、能率性における犠牲をもたらすであろう。特に、オフコムはBTグループに対する構造分離(この改善策は原則として競争委員会への付託の後に実施可能となる)を求めることは現時点では合理的でないと思う。我々は、BTの垂直統合が消費者に対する多少の利益となることや、BTから提案された包括的な公約が、BTの垂直統合が公正競争上に与える問題に対処しつつ消費者の利益を確保しようとするものであることを認めるものである。)